

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	職業転換訓練費負担金	事業開始年度	昭和41年度	作成責任者		
担当部局庁	職業能力開発局	担当課室	能力開発課	能力開発課長		
会計区分	一般会計	上位政策	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第18条第1項第2号及び第20条 雇用対策法施行令第3条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されること、その要する費用のうち1/2を国が負担する。					
実施状況	(平成20年度)支給者数 3,930人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	2,075	1,958	1,828	1,828	1,828
	執行額	1,779	1,733	1,667		
	執行率	85.7%	88.5%	91.2%		
	総事業費(執行ベース)	1,779	1,733	1,667		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国の会計年度終了後または事業終了後に事業報告書を提出させるほか、必要に応じて実施状況報告を求めることとしているところ。				
	見直しの余地	訓練受講に必要な資金を支給することで、訓練受講を容易ならしめ、障害者、母子家庭の母等の就職困難者の職業能力の開発及び向上並びに生活の安定を図り、もって雇用の安定に寄与するために必要な事業であり、これ以上の予算の削減は困難であるが、引き続き、効率的な予算執行に努めるとともに事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。				
予算・監視の効率化	職業転換訓練費負担金については、雇用対策法第18条第1項第2号及び第20条および雇用対策法施行令第3条に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである					
補記						

厚生労働省 1,667百万円

{ 負担金(都道府県が支給した額の1/2を負担) }



A. 都道府県(47) 1,667百万円

(内訳)上位10者

東京都	215百万円
大阪府	208百万円
福岡県	93百万円
愛知県	88百万円
神奈川県	85百万円
静岡県	75百万円
兵庫県	73百万円
広島県	59百万円
鹿児島県	47百万円

{ 職業訓練を受ける者に対し、訓練手当の支給 }

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
職業転換訓練費負担金	訓練手当の支給	215			
計		215	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)